



平成30年1月26日

各位

会社名	和田興産株式会社
代表者	代表取締役社長 高島 武郎 (JASDAQ・コード番号：8931)
問い合わせ先	取締役総合企画部長 溝本 俊哉
電話番号	078(361)1510

## 新株式発行及び株式の売出し

### 並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成30年1月26日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行に関連して、当社の親会社以外の支配株主及び主要株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

#### 【本資金調達目的】

当社は明治32年に創業、来年には創業120周年を迎えることとなります。昭和41年の法人設立後は「共生（ともいき）」という企業理念を礎に、今日に至るまで不動産を通して地域に根差したコミュニティ作りと、地域社会への貢献を目指し、常に時代のニーズやライフスタイルに応える住まいの創造を続けてまいりました。当社は兵庫県神戸市・明石市・阪神間（芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市）及び姫路市さらには大阪府北摂エリアにおいて「ワコーレ」のブランド名により、分譲マンションの開発・企画・販売を主力とした不動産販売事業及び賃貸マンションを中心とした賃貸その他事業を手掛けております。

当社が展開しております「ワコーレ」マンションの特徴は、安全・安心をベースに街並みに調和した「街の風物詩」としてのマンションを目指し、デザイナーズマンションの開発にもいち早く取り組み、新しい機能や最新の住宅設備等の採用により、「機能性」、「利便性」、「快適性」を取り入れた「先進的な住まいづくり」に特化したマンションとなっております。さらに「顧客の命と財産を守るマンション」をモットーに高品質はもとより、資産性及び安全性に重点をおき、開発時点から再販価値を考慮したマンションづくりを目指しております。

当社が属する不動産業界におきましては、用地価格の高騰や建築コストの高止まりによる販売価格の上昇に伴い、首都圏を中心に分譲マンションの販売面に影響が生じておりますが、日銀の金融政策により資金調達環境は概ね良好であり、不動産投融资は好調に推移しております。

このような状況下、当社としては、主力の分譲マンション販売事業におきましては、住宅地として人気が高く、世帯数の増加が見られる神戸市・明石市・阪神間を中心とした地元地域に密着したマンション開発を行い、100戸以上の大型プロジェクトや展開地域の拡大にも積極的に取り組むなど、他社との差別化を図ることで引き続き収益の拡大に努めてまいります。

戸建て住宅販売事業におきましては、マンション事業に比べ、用地取得から引渡しまでの事業期間が短縮されることから、より一層用地仕入れに注力することで、年間販売戸数の安定的な確保を目指します。

賃貸事業におきましては、当社全体の収益の安定性に寄与するため、営業力の強化や物件管理を適切に進めることで、稼働率の維持に努めつつ、最適な賃貸資産のポートフォリオ構築のため、機動的な物件の入れ替えも進めていく予定です。

その他事業の取り組みとしまして、木造や鉄骨造りの小型収益物件の一棟販売にも注力するとともに、リ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

フォーム事業やマンション管理業務等、ノンアセットビジネスを含む事業領域の拡大にも着手してまいります。

一般の調達資金は当社の企業使命である街づくりの観点から、戦後以降、利便性の高い地元の商店街として親しまれてきた小売市場（こうりいちば）について、新たに快適な住居として生まれ変わらせることで、街の賑わいを取り戻す取組みをエリアリノベーションと称し、これらに資する資金として活用してまいります。具体的には分譲マンション販売事業における新規物件の供給・販売戸数の拡大を目的として兵庫県の主要地域における分譲用マンション用地の仕入資金として調達した金融機関からの借入金の返済及び分譲用マンション建設等に関連する資金の一部として充当する予定であります。

本資金調達により、今後の成長戦略実現に向けた強固な財務体質及び経営基盤を確保し、積極的な投資を行うことにより、当社の企業価値の更なる向上を目指してまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## I. 新株式発行及び株式の売出し

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,100,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年2月5日（月）から平成30年2月8日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMBC日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成30年2月13日（火）から平成30年2月16日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高島武郎に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記[ご参考] 1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 165,000 株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主である和田憲昌（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高島武郎に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記[ご参考] 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 165,000 株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 SMBC日興証券株式会社 165,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成30年2月22日（木）
- (6) 払 込 期 日 平成30年2月23日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 高島武郎に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

[ご参考]

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、165,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成30年1月26日（金）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年2月20日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成30年2月5日（月）の場合、「平成30年2月8日（木）から平成30年2月20日（火）までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成30年2月6日（火）の場合、「平成30年2月9日（金）から平成30年2月20日（火）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成30年2月7日（水）の場合、「平成30年2月10日（土）から平成30年2月20日（火）までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成30年2月8日（木）の場合、「平成30年2月14日（水）から平成30年2月20日（火）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	10,000,000株	(平成30年1月26日現在)
一般募集による増加株式数	1,100,000株	
一般募集後の発行済株式総数	11,100,000株	
本第三者割当増資による増加株式数	165,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	11,265,000株	(注)

(注) 前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 3. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限1,243,581,300円については、平成30年4月末までに兵庫県の主要地域における分譲用マンション用地の仕入資金として調達した金融機関からの借入金の返済として640,000,000円を、平成31年2月末までに分譲用マンション建設等に関連する資金の一部として603,581,300円を充当する予定です。

また、上記手取金は、実際の充当期までは、銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社の企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の長期的な利益の維持拡大を重要な経営目標と位置づけており、株主への還元を第一と考え事業領域拡大と効率的な経営による収益力の向上とガバナンスの強化を図りつつ、安定した配当の継続に努めており、剰余金の配当は年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、定款において、毎年8月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

配当の決定機関は、中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会であります。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の経営環境の変化に対応すべく、財務体質の強化及び将来の事業展開に充当する予定であり、資金の有効活用による企業価値向上を図っていく方針であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
1株当たり当期純利益	118.10円	123.86円	137.10円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	22.00円 (—)	26.00円 (—)	27.00円 (—)
実績配当性向	18.6%	21.0%	19.7%
自己資本当期純利益率	7.3%	7.2%	7.6%
純資産配当率	1.4%	1.5%	1.5%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。  
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本(期首と期末の平均)で除した数値です。  
3. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期	平成30年2月期
始 値	668円	720円	633円	857円
高 値	744円	874円	930円	1,160円
安 値	587円	631円	625円	729円
終 値	715円	637円	857円	1,130円
株価収益率	6.1倍	5.1倍	6.3倍	—倍

- (注) 1. 平成30年2月期の株価等については、平成30年1月25日(木)現在で記載しております。  
2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。  
また、平成30年2月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である株式会社四三二、和田憲昌、和田剛直及び大阪中小企業投資育成株式会社は、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



## II. 親会社以外の支配株主及び主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 30 年 1 月 26 日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主及び主要株主の異動が生じることが見込まれるものであります。

### 2. 異動する株主の概要

#### (1) 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主

① 名称	和田 憲昌
② 住所	神戸市須磨区
③ 当社との関係	当社代表取締役会長

#### (2) 主要株主及び親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主

① 名称	和田 剛直
② 住所	神戸市中央区
③ 当社との関係	当社専務取締役

### 3. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

#### (1) 和田 憲昌

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前 (平成 29 年 8 月 31 日現在)	主要株主及び 親会社以外の 支配株主	14,880 個 (14.88%)	35,540 個 (35.54%)	50,420 個 (50.42%)	第 2 位
異動後	主要株主	14,880 個 (13.40%)	35,540 個 (32.02%)	50,420 個 (45.42%)	第 2 位

#### (2) 和田 剛直

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	計	
異動前 (平成 29 年 8 月 31 日現在)	主要株主及び 親会社以外の 支配株主	10,540 個 (10.54%)	39,880 個 (39.88%)	50,420 個 (50.42%)	第 3 位
異動後	—	10,540 個 (9.49%)	39,880 個 (35.93%)	50,420 個 (45.42%)	第 3 位

(注) 1. 議決権所有割合については、小数点第三位を切り捨てしております。

2. 異動前の議決権所有割合及び大株主順位は、平成 29 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 10,000,000 株から議決権を有しない株式として平成 29 年 8 月 31 日現在の単元未満株式 1,100 株及び自己株式 200 株を控除した総株主の議決権の数 99,987 個を基準に算出しております。

3. 異動後の議決権所有割合及び大株主順位は、異動前の総株主の議決権の数 99,987 個に前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」により増加する議決権の数 11,000 個を加えた総株主の議決権の数 110,987 個を基準に算出しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 異動年月日

前記「I. 新株式発行及び株式の売出し 1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日

5. 今後の見通しについて

今回の親会社以外の支配株主の異動により、当社は法人税法上の特定同族会社に該当しなくなることで留保金課税の対象から外れることとなります。これによる今後の当社の業績への影響は軽微ではありますが、これまでの実績から年間数千万円程度法人税の減少が見込まれ、当期純利益の増加に繋がるものと認識しております。

また、本件異動による経営体制及び取引関係等への影響は特にありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。